令和2年9月10日

回　答　書

令和２年札幌市告示第5011号に基づく入札に付す調達案件（札幌市市税事務所物品搬送業務）の仕様書に対する質問がありましたので、下記のとおり回答いたします。

項　目	質問内容	回　答
・養生について	各入居している建物については、養生をしなさいとうたっていますが、数量については、各社が事前に、現調しもしくは判断して決めて下しと言うことですね。	養生については、入札参加者が事前の調査等により判断してください。 なお、履行場所における搬出入経路に関する情報については、担当課において随時提供します。
・北部市税事務所の搬入について	搬入作業は、10月30日(金)午後5時15分以降、随時実施可能とうたっていますが、荷捌き場の使用は午後11時以降になっています。荷捌き場のエレベータを使用しない場合、午後5時15分の搬入は、一般のエレベータを使用し搬入しても良いのでしようか。	午後5時15分から午後11時までの搬入については、一般用エレベーター１基を使用することとなります。
・中央市税事務所からの搬出について	搬出時の高さ制限があるので、荷捌き場のＥＶ１基、その他のＥＶ１基の合計２基の使用は可能でしょうか。	荷捌き場を使用する場合には、業務用エレベーター２基の使用が可能です。荷捌き場を使用しない場合は、一般用のエレベーター１基のみの使用が可能ですが、一般用のエレベーターと、業務用エレベーターの併用はできません。